

新潟市小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施要綱

（目的）

第1条 新潟市小規模住居型児童養育事業は、養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）に対し、この事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）において養育を行い、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的とする。

（ファミリーホーム事業者）

第2条 小規模住居型児童養育事業者（以下「ファミリーホーム事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しない者で、市長が適當と認めた者とする。

- （1） 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2） 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （3） 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
- （4） 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- （5） 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- （6） 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- （7） その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

2 ファミリーホーム事業者については、主に次の場合が対象となる。

(1) 養育里親（専門里親を含む。以下同じ。）として委託児童の養育の経験を有する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの。

(2) 養育里親であって、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設又は児童自立支援施設（以下「児童養護施設等」という。）の職員の経験を有する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの。（児童養護施設等を設置する法人が支援を行うものを含む。）

(3) 児童養護施設等を設置する法人が、その雇用する職員を養育者とし、当該法人が当該職員に提供する住居をファミリーホームとし、当該法人が事業者となるもの。

（事業の開始等）

第3条 この事業を実施しようとする者は、事業内容等及び第2条各号に該当しないことを誓約することを小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）開始届（別記様式第1号）及び暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（別記様式第1号の2）により市長へ届け出なければならない。

2 前項に定める届け出事項に変更があった場合、又は事業を廃止又は休止しようとする場合は、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）内容変更届（別記様式第2号）及び必要に応じて暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（別記様式第1号の2）又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）廃止・休止届（別記様式第3号）により市長へ届け出なければならない。

（対象児童）

第4条 この事業で対象となる児童は、要保護児童のうち、家庭的な養育環境の下で児童間の相互作用を活かしつつ養育を行うことが必要とされたものであって、ファミリーホームで養育することが望ましいと児童相談所長が判断し、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定に基づき委託された者とする。

(対象人員)

第5条 ファミリーホームの入居定員は、5人又は6人とする。

2 ファミリーホームにおいて同時に養育する委託児童の人数は、委託児童の定員を超えることができない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(ファミリーホームの設備等)

第6条 ファミリーホームには、委託児童、養育者及びその家族が、健康で安全な日常生活を営む上で必要な設備を置かなければならない。

(事業内容)

第7条 この事業は、法第27条第1項第3号の規定による委託を受け、養育者の住宅を利用し、次の観点を踏まえつつ、児童の養育を行うものとする。

- (1) 要保護児童を養育者の家庭に迎え入れて、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者により、きめ細かな養育を行うこと。
- (2) 児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重した養育を行うこと。
- (3) 児童の権利を擁護するための体制や、関係機関との連携その他による支援体制を確保しつつ、養育を行うこと。

(職員)

第8条

- (1) ファミリーホームには2人の養育者及び1人以上の補助者（養育者が行う養育について養育者を補助する者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。なお、この2人の養育者は一の家族を構成しているもの（夫婦であるもの）とする。
- (2) (1)の定めにかかわらず、委託児童の養育にふさわしい家庭的環境が確保される場合には、当該ファミリーホームに置くべき者を、1人の養育者及び2人以上の補助者とすることができる。
- (3) 養育者は当該ファミリーホームに生活の本拠を置くものでなければならない。

(4) 養育者は、養育里親である者（令和２年４月１日時点において養育者であった者は、経過措置として令和５年３月３１日までの期間は要件を満たしているものとみなす。）であって、法第３４条の２０第１項各号に規定する者並びに精神の機能の障害により養育者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいずれにも該当しない者のうち、次のアからエまでのいずれかに該当する者をもって充てるものとする。補助者は、法第３４条の２０第１項各号に規定する者並びに精神の機能の障害により補助者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいずれにも該当しない者とする。

ア 養育里親として２年以上同時に２人以上の委託児童の養育の経験を有する者

イ 養育里親として５年以上登録し、かつ、通算して５人以上の委託児童の養育の経験を有する者

ウ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設において児童の養育に３年以上従事した者

エ ア～ウに準ずる者として、市長が適当と認めた者

なお、ア及びイについては、平成２１年４月１日より前における里親としての経験を含むものとする。

(5) 養育者及び補助者（以下「養育者等」という。）は、家庭養護の担い手であることから、児童福祉法施行規則第１条の３４及び第１条の３７第２号に定める研修その他の資質の向上を目的とした研修を受講し、その養育の質の向を図るよう努めなければならない。

(実施に当たっての留意事項)

第９条 ファミリーホーム事業者は、運営方針、養育者等の職務内容、養育の内容、委託児童の権利擁護に関する事項等、児童福祉法施行規則第１条の１７に規定する事項を運営規程に定めるとともに、次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施すること。

- (1) 養育者等は、養育を行うに当たっては、児童及び保護者の意向を把握し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。
- (2) 主たる養育者は、養育者等及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに他の養育者等に児童福祉施行規則の規定を遵守させなければならない。
- (3) ファミリーホーム事業者は、児童が不安定な状態となる場合や緊急時の対応などを含め、児童の状況に応じた養育を行うことができるよう、学校、児童相談所、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保すること。
- (4) ファミリーホーム事業者は、児童相談所長からの求めに応じて、委託児童の状況について定期的（６か月に１回以上）に調査を受けなければならない。
- (5) 養育者は、児童相談所長があらかじめ当該養育者並びにその養育する児童及びその保護者の意見を聴いて当該児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該児童を養育すること。
- (6) 養育者等は、児童に対し、法第３３条の１０各号に掲げる行為その他委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
- (7) 養育者等は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し、迅速かつ適切に対応しなければならない。また、ファミリーホーム事業者は、苦情の公正な解決を図るために第三者を関与させなければならない。
- (8) ファミリーホーム事業者は、自らその行う養育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- (9) 事業の運営に当たっては、児童の記録や、事務運営に係る会計に関する諸帳簿を適切に整備すること。特に、養育者等の人件費の支出と児童の生活に係る費用の支出は、区分を明確にして帳簿に記入すること。

また、特に運営主体が法人である場合については、養育者の法人における立場等も

十分に踏まえ、労働法規等に即して実施すること。

(10) その他、児童福祉法施行規則に掲げる規定に留意し、児童が心身ともに健やかにして社会に適応するよう、適切な養育を行うこと。

(経費)

第10条 本事業の運営に関する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知)によるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(電磁的記録)

第12条 小規模住居型児童養育事業者及び養育者等は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、施行の際に現に小規模住居型児童養育事業者である者については、第8条第4号ウの規定は適用せず、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の改正規定、第8条の改正規定 令和2年4月1日

(2) 第12条の改正規定、別記様式の改正規定 令和4年4月1日

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）開始届

年 月 日

（宛先）新潟市長

住所（法人にあっては所在地）

新潟市 区

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

下記のとおり新潟市小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を開始したいので、児童福祉法第 34 条の 4 第 1 項により届け出ます。

記

事業所名称 (ファミリーホームの名称)	
事業所所在地 (ファミリーホームの所在地)	新潟市 区
事業開始予定年月日	

添付書類

- (1) 法人にあっては、定款その他の規約
- (2) 運営規程
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 建物平面図
- (6) 土地・建物の所有の状況が確認できる書類（登記簿謄本・賃貸契約書等）
- (7) 職員名簿・履歴書・資格証明書
- (8) 職員が児童福祉法第 34 条の 20 第 1 項各号のいずれにも該当しないことを証する書類

別記様式第 1 号の 2

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、新潟市小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施要綱の規定に基づく事業開始（届け出内容の変更）の届け出を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき裏面名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

（宛先）新潟市長

〔法人、団体にあつては所在地〕
住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

（ふりがな）
氏 名

生年月日 年 月 日

＊ 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、届出者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

名簿（役員等一覧表）

【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別、住所を記載してください。
- ② 法人の場合には登記事項証明書に記載されている役員全員及び支店若しくは事務所の代表者を記載してください。団体及び個人事業者の場合には代表者を記載してください。
- ③ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ④ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

法人・団体・個人名：

役 職	氏 名	カ ナ	生年月日	性 別	住 所
【記載例】 代表取締役社長	新潟 太郎	ニイガタ タロウ	1911 年 11 月 11 日	男 女	新潟市中央区〇〇 1 丁目 1 番 1 号
			年 月 日	男 女	
			年 月 日	男 女	
			年 月 日	男 女	
			年 月 日	男 女	
			年 月 日	男 女	
			年 月 日	男 女	
			年 月 日	男 女	
			年 月 日	男 女	
			年 月 日	男 女	
			年 月 日	男 女	
			年 月 日	男 女	
			年 月 日	男 女	

- * 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。
- また、その取扱いについては、新潟市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。
- * 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、届出者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

別記様式第 2 号（第 3 条関係）

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）内容変更届

年 月 日

（宛先）新潟市長

住所（法人にあっては所在地）
新潟市 区

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

下記のとおり新潟市小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）について変更したので、児童福祉法第 3 4 条の 4 第 2 項により届け出ます。

記

事業所名称 （ファミリーホームの名称）		
変更年月日		
変更事項	変更前	
	変更後	

注 変更内容が確認できる書類を添付すること。

別記様式第 3 号（第 3 条関係）

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）廃止（休止）届

年 月 日

（宛先）新潟市長

住所（法人にあっては所在地）
新潟市 区

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

下記のとおり新潟市小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）について廃止（休止）したいので、児童福祉法第 3 4 条の 4 第 3 項により届け出ます。

記

事業所名称 （ファミリーホームの名称）	
廃止（休止）予定年月日 （休止にあっては予定期間）	
廃止（休止）の理由	
入所児童に対する対応	